

有限会社G 全身性障害者（児）移動支援従業者養成研修課程（通学）学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。
有限会社 G
東京都町田市木曾西 4-35-41

（目的）

第2条 訪問看護ステーション事業をする中で、医療従事者との連携がとれる優秀な居宅介護員が必要と考え、これからの高齢化社会を担える介護職員の養成を目的とする。
全身性障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して外出時に当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供すると共に、移動の援護、排泄及び食事等の介護その他の当該障害者が外出する際に必要な援助に関する一般的な知識及び技術を習得する。

（実施課程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業を（以下研修という。）を実施する。
全身性障害者（児）移動支援従業者養成研修課程（通学形式）

（研修事業の名称）

第4条 研修事業の名称は次のとおりとする。
全身性障害者（児）移動支援従業者養成研修課程（通学形式）第1回

（年度事業計画）

第5条 平成29年度の研修は次の計画のとおり実施する。

回数	実施期間	募集人員
第1回	平成30年1月～平成30年3月	25名
合計		25名

（受講対象者）

第6条 受講対象者は次の者とする
（ア）東京都内又は東京近郊在住、在勤で通学可能な者
（イ）有限会社Gの社員で、研修を必要とする者

(研修参加費用)

第7条 研修参加費用は次のとおりとする。(税込み)

	内訳	金額	研修参加費合計	納付方法	納付期限
第1回	受講料	16,000円	17,800円	一括納入	受講開始前日まで
	テキスト代	1,800円			受講開始前日まで

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

テキスト名	出版社名
全身性障害者の外出支援ハンドブック	日本医療企画

(研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは別紙「研修カリキュラム」のとおりとする。

(研修会場)

第10条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は、別紙「研修会場一覧」のとおりとする。

(担当講師)

第11条 研修を担当する講師は別紙「担当講師一覧」のとおりとする。

(募集手続き)

第12条 募集手続きは次のとおりとする。

- (1) 当社指定の申込み用紙に必要事項を記入の上、期日までに申し込む。ただし、定員に達した時点で申込みは終了する。
- (2) 当社は、書類審査の上、受講者の決定を行い、受講決定通知書を受講者あてに通知する
- (3) 受講決定通知書を受け取った受講者は、指定の日までに受講料を納入する。
- (4) 当社は、受講料等の納入を確認した後、教材を渡す。

(科目の免除)

第13条 科目の免除については次のとおり行う

- (1) 介護福祉士並びに居宅介護職員初任者研修課程及び障害者居宅介護従業者基礎研修

課程修了者、障害者（児）居宅介護従業者養成研修 1 級課程、2 級課程及び 3 級課程（旧東京都障害者（児）ホームヘルパー養成研修の各課程を含む。）の修了者（修了予定者を含む。）、介護保険法上の訪問介護員、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護養成研修修了者及び介護職員初任者研修課程修了者（修了予定者を含む。）が全身性障害者移動支援従業者養成研修課程を受講する場合、各課程の科目及び研修時間のうち一部を以下表の通り免除することができる。

全身性障害者移動支援従業者養成研修課程

区分	免 除 科 目	時 間
講義	障害者（児）福祉の制度とサービス	2 時間
	ホームヘルプサービス概論	2 時間
	ホームヘルパーの職業倫理	1 時間
	障害者（児）の心理	1 時間

（修了の認定）

第 1 4 条 修了の認定は、第 9 条に定めるカリキュラムを全て履修し、修了認定会議において修了と認められた者に対して行う。

（研修欠席者の扱い）

第 1 5 条 理由の如何にかかわらず、連絡無く研修開始から 1 0 分以上遅刻した場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合は必ず「欠席届」を提出する。

（補講の取扱い）

第 1 6 条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。ただし、補講にかかる受講料については、1 科目につき 3,000 円を受講者の負担とする。

また、補講の実施は原則として当社において実施する予定であるが、やむを得ない場合は他の事業者で実施する場合もある。その場合の受講料は、他の事業者の定める金額によることとする。

（受講の取消し）

第 1 7 条 次に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- （1） 学習意欲が著しく欠け、修了見込みがないと認められる者
- （2） 研修の秩序を乱し、その他の受講者としての本分に反した者

(修了証明書等の交付)

第18条 第14条により修了を認定された者には、当社において東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業実施要綱8に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

(修了者管理の方法)

第19条 修了者管理については、次により行う。

- (1) 修了者を修了者台帳に記載し、永久保存すると共に東京都が指定した様式に基づき知事に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。

(研修事業執行担当部署)

第20条 本研修事業は、当社の教育事業部、介護職員養成事業所で行う。

(その他留意事項)

第21条 研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する
苦情対応部署：教育事業部 受講生担当窓口 電話042-794-2255
- (2) 事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。
- (3) 受講者等が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講生の指導を行う。
- (4) 研修の受講に際して、受講申込受付時に本人確認を行う。本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出等により行うものとし、本人確認が出来ない場合は、受講の拒否又は、修了の認定を行わないものとする。
 - ① 戸籍謄本、戸籍抄本もしくは、住民票の提出
 - ② 住民基本台帳カードの提示
 - ③ 在留カード等の提示
 - ④ 健康保険証の提示
 - ⑤ 運転免許証の提示
 - ⑥ パスポートの提示
 - ⑦ 年金手帳の提示
 - ⑧ 国家資格等を有する者については免許証又は登録証の提示 等

(施行細則)

第24条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当社がこれを定める。

(附則)

第1条 この学則は平成30年1月1日から施行する。